

IV 福祉事業 2

(公財) 日本教育公務員弘済会山口支部

令和8年度 宿泊補助 申請要項

◎次のいずれかの条件を満たす『会員』が日教弘指定宿泊施設へ宿泊する場合、宿泊利用券を発行し、宿泊料金の補助をします。※『会員』＝「教弘保険」1口以上のご加入者

- ◆ 65歳未満の場合
 - ① 「新教弘保険」基本型(現在販売なし)6口以上の加入者
 - ② 「新教弘保険」A型・B型、ユース教弘10口以上の加入者
- ◆ 65歳以上の場合
 - ① 1種教弘保険加入者(3口以上)
 - ② 新教弘保険K型加入者(原則3口以上)

補助額	◇『会員』1泊2,000円補助、同伴家族(『会員』1名につき1名)1泊1,000円補助
発行限度	◇ 12泊 (宿泊期間:令和8年4月1日～令和9年3月31日)
指定宿泊施設	◇令和8年4月発行「令和8年度 山口教弘のしおり」(冊子)参照 ◇(公財)日本教育公務員弘済会 HP http://www.nikkyoko.or.jp/ 参照 HOME > 日教弘会員の皆様 > 日教弘指定宿泊施設リスト
備考	◇『会員』並びに同伴家族1名について 1旅行3連泊まで発行 とする。 ◇ 子女の受験の際は単独宿泊でも発行可能(1旅行3連泊まで) ◇教弘グループ保険や教弘付属保険等の加入のみの方へは発行できません。

宿泊施設利用券 申請・利用方法 次の①～④の順で申請・利用してください。

- ① 日教弘指定宿泊施設を予約
- ② 『会員』本人が電話で山口支部 (☎0834-21-8083) へ利用券発行を申請
※宿泊日の**7営業日前**までに申請してください。(山口支部は土日祝日・年末年始は休業です)
- ③ 宿泊利用券郵送(ご所属先もしくはご自宅)
- ④ 宿泊施設のフロントへ提示

注意事項

- ◆ **申請は電話のみ受付 ※FAX・メール等での申請は不可です。**
電話以外の方法で申請された場合に起きた不利益については、当支部は責任を負いません。
- ◆ **パッキングツアー・インターネット系列旅行代理店等からの予約の場合、当会の宿泊利用券を使用不可としている宿泊施設があります。(予約前に宿泊施設へ予め確認してください)**
- ◆ キャンセルの場合は速やかに山口支部まで連絡してください。(連絡がない場合は、利用泊数にカウントされます)

【 セントコア山口宿泊利用券発行についてのお知らせ 】

セントコア山口的宿泊利用券発行については、下記のようにいたします。

- ◎ 申請のお電話からおおむね1週間以内の宿泊については宿泊利用券をセントコア山口へ当支部よりFAX送信します。(申請者様にご了承をいただいた場合のみ)
- ◎ 宿泊日が申請のお電話から1週間以降の宿泊については、他の宿泊施設の場合同様、申請者あて(ご自宅又はご所属先)に宿泊利用券を送付します。
- ◎ **セントコア山口以外の宿泊施設へのFAX対応は原則行いません。**

※ 個人情報の取扱いについては当支部 HP をご覧になるか、当支部までお問い合わせください。
※ **令和9年度(予定)から、福祉事業のWEB申請が可能になります。また、利用券発行方式ではなく、泊後の補助方式に変更予定です。詳細はあらためてお知らせいたします。**